

暗号資産交換業の廃止の公告

令和3年2月22日

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー8階
コインエージ株式会社
代表取締役 福島 秀治

当社は、令和3年3月31日をもって暗号資産交換業の全部を廃止することにいたしました。資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する暗号資産交換業に関し管理する利用者の金銭の返還につきましては、令和3年3月17日13:00までは利用者自身で、令和3年3月18日以降は当社が利用者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により、令和3年3月31日までにすべて返還します。また、同項に規定する暗号資産交換業に関し管理する利用者の暗号資産につきましては、令和3年3月17日13:00までは利用者自身で、以降は令和3年3月17日営業日（令和3年3月18日6:59）の当社終値にて暗号資産を売却するとともに、当社が利用者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により、令和3年3月31日までにすべて返還します。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

以上